

平成30年6月25日

第87回 神戸市個人情報保護審議会

高額障害福祉サービス等給付における
介護保険サービス給付情報および
介護扶助給付情報の利用について

(保健福祉局)

神保生保第838号

平成30年6月22日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

高額障害福祉サービス等給付における
介護扶助給付情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局生活福祉部保護課

高額障害福祉サービス等給付における 介護扶助給付情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整の計算に必要な以下の情報【障害者支援課宛てに提供】

障害福祉相当介護保険サービス※にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

障害福祉相当介護保険サービス※以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

※障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、
地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

神保生保第838号-2

平成30年6月22日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

高額障害福祉サービス等給付と介護扶助との
併給調整に必要な情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局生活福祉部保護課

高額障害福祉サービス等給付と介護扶助との 併給調整に必要な情報の電子計算機処理について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整に必要な 情報【障害者支援課から提供】

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者にかかる、

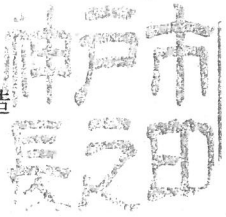
- ・介護保険被保険者番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・支給対象年月
- ・高額障害福祉サービス等給付費の金額
- ・併給調整後の介護扶助の金額

神保高介第 1476 号

平成 30 年 6 月 22 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

高額障害福祉サービス等給付における
介護保険サービス給付情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

高額障害福祉サービス等給付における 介護保険サービス給付情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費と年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整の計算に必要な以下の情報【障害者支援課宛てに提供】

障害福祉相当介護保険サービス(※)にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・生年月日
- ・サービス種類コード
- ・利用者負担額(所得に応じた、1割/2割/3割の負担割合による)
- ・自己負担額(利用者負担額から高額介護サービス費を差し引いた額)
- ・高額介護サービス費
- ・減額有無
- ・サービス利用年月
- ・65歳以前介護保険サービス利用有無

障害福祉相当介護保険サービス(※)以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・生年月日
- ・サービス種類コード
- ・利用者負担額(所得に応じた、1割/2割/3割の負担割合による)
- ・自己負担額(利用者負担額から高額介護サービス費を差し引いた額)
- ・高額介護サービス費
- ・減額有無
- ・サービス利用年月
- ・65歳以前介護保険サービス利用有無

年額高額介護サービス費にかかる情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・申請年度
- ・支給金額
- ・口座情報
- ・支給決定年月日

高額医療合算介護サービス費にかかる情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・申請年度
- ・支給金額
- ・口座情報
- ・支給決定年月日

(※) 障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、
地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

神保高介第 1476 号-2

平成 30 年 6 月 22 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

高額障害福祉サービス等給付における対象者情報及び
介護保険サービス給付との併給調整に係る情報等の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

高額障害福祉サービス等給付における対象者情報及び 介護保険サービス給付との併給調整に係る情報等の電子計算機処理について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費の対象者の抽出に必要な情報【障害者支援課から提供】

以下の要件を満たす者の

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス利用年月
- ・65歳以降の介護保険相当障害福祉サービスの支給決定有無
- ・所得状況
- ・生活保護該当の有無

【要件】①65 際に達する日前 5 年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。

②65 歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65 歳以降に高額障害福祉サービス等受給費の申請を行う際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。

③65 際に達する日の前日において障害支援区分 2 以上又は障害程度区分 2 以上であったこと。

2. 高額障害福祉サービス等給付費と、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整に必要な情報【障害者支援課から提供】

年額高額介護サービス費及び高額医療費合算介護サービス費の支給保留対象者にかかる、

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・保留対象年月

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者にかかる、

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・保留対象年月
- ・高額障害福祉サービス等給付費の金額
- ・併給調整後の年額高額介護サービス費の金額
- ・併給調整後の高額医療合算介護サービス費の金額

3. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整の計算に必要な以下の情報【保護課所管の情報を介護保険システム経由で障害者支援課に連携】

障害福祉相当介護保険サービス(※)にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

障害福祉相当介護保険サービス(※)以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

(※) 障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、
地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

神保障支第 1880 号
平成 30 年 6 月 22 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

高額障害福祉サービス等給付における新制度の対象者情報並びに介護保険サービス給付及び介護扶助給付との併給調整に係る情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局障害福祉部障害者支援課

高額障害福祉サービス等給付における新制度の対象者情報並びに介護保険サービス給付及び介護扶助給付との併給調整に係る情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費の対象者の抽出に必要な情報【介護保険課宛てに提供】

以下の要件を満たす者の

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス利用年月
- ・65歳以降の介護保険相当障害福祉サービスの支給決定有無
- ・所得状況
- ・生活保護の該当有無

【要件】①65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。

②65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に高額障害福祉サービス等受給費の申請を行う際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。

③65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上又は障害程度区分2以上であったこと。

2. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整に必要な情報【保護課宛てに提供】

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者にかかる、

- ・介護保険被保険者番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・支給対象年月
- ・高額障害福祉サービス等給付費の金額
- ・併給調整後の介護扶助の金額

3. 高額障害福祉サービス等給付費と、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整に必要な情報【介護保険課宛てに提供】

年額高額介護サービス費及び高額医療費合算介護サービス費の支給保留対象者にかかる、

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・保留対象年月

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者にかかる、

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・保留対象年月
- ・高額障害福祉サービス等給付費の金額
- ・併給調整後の年額高額介護サービス費の金額
- ・併給調整後の高額医療合算介護サービス費の金額

神保障支第 1880 号-2

平成 30 年 6 月 22 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

高額障害福祉サービス等給付における
介護保険サービス給付情報及び介護扶助給付情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局障害福祉部障害者支援課

高額障害福祉サービス等給付における 介護保険サービス給付情報及び介護扶助給付情報の電子計算機処理について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費と年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整の計算に必要な以下の情報【介護保険課から提供】

障害福祉相当介護保険サービス※にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・生年月日
- ・サービス種類コード
- ・利用者負担額（所得に応じた、1割／2割／3割の負担割合による）
- ・自己負担額（利用者負担額から高額介護サービス費を差し引いた額）
- ・高額介護サービス費
- ・減額有無
- ・サービス利用年月
- ・65歳以前介護保険サービス利用有無

障害福祉相当介護保険サービス※以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・生年月日
- ・サービス種類コード
- ・利用者負担額（所得に応じた、1割／2割／3割の負担割合による）
- ・自己負担額（利用者負担額から高額介護サービス費を差し引いた額）
- ・高額介護サービス費
- ・減額有無
- ・サービス利用年月
- ・65歳以前介護保険サービス利用有無

年額高額介護サービス費にかかる情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・申請年度
- ・支給金額
- ・口座情報
- ・支給決定年月日

高額医療合算介護サービス費にかかる情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・申請年度
- ・支給金額
- ・口座情報
- ・支給決定年月日

※障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、
地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

2. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整の計算に必要な以下の情報【保護課から提供】

障害福祉相当介護保険サービス※にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

障害福祉相当介護保険サービス※以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

※障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、
地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

高額障害福祉サービス等給付における 介護保険サービス給付情報および介護扶助給付情報の利用について

1. 趣旨

(1) 障害福祉サービスと高額障害福祉サービス等給付について

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づき、障害者を対象に支給される、介護給付及び訓練等給付の2種の給付からなるサービスである。サービスにかかる費用の1割にあたる額を利用者負担額としているが、世帯の所得区分に応じて利用者負担上限月額を設定している。

また、65歳以上の高齢障害者については、障害福祉サービスに相当する同様のサービスが、介護保険法に基づく介護保険サービスにある場合には、介護保険サービス（障害福祉相当介護保険サービス）の利用が優先されるが、無い場合には、障害福祉サービス固有のサービスを利用する場合もある。障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している場合は、それぞれの制度において利用者負担額が設定され、介護保険サービスにおいて利用者負担上限月額を超えた部分については高額介護サービス費が支給されるが、その上でもなお、両サービスの利用者負担額の合算額が、高額障害福祉サービス等給付費の算定基準額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費を償還払いにより支給することで、利用者負担を軽減している。

(2) 平成30年度制度改正について（新高額障害福祉サービス等給付費）

既存の高額障害福祉サービス等給付の対象は、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している高齢障害者が対象であり、65歳到達とともに、それまでの障害福祉サービスの利用から、介護保険サービスのみの利用に移行することとなる高齢障害者は、支給対象外であった。

しかし、高齢障害者が介護保険サービスののみを利用することとなった場合、障害福祉サービスと介護保険サービスの利用者負担上限が異なるために、それまでの障害福祉サービスの利用では生じなかった、新たな利用者負担が生じるという課題があった。この度の改正により設けられた新制度では、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者が、65歳到達とともに介護保険サービスのみの利用に移行した場合に、新たに生じた介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう、高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象とすることで、介護保険サービスの円滑な利用を促進しようとするものである。

2. 概要

(1) 高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象の拡大（新高額障害福祉サービス等給付費）

平成30年度制度改正に伴い、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象が拡大され、65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していただいていた障害者が介護保険サービスのみの利用に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担が軽減される。

対象者の具体的要件は以下のとおりである。

要件①

65歳に達する日前5年間にわたり、「介護保険相当障害福祉サービス※1」の支給決定を受けていたこと。また、65歳以降に介護保険サービスを利用する際に「介護保険相当障害福祉サービス※1」の支給決定を受けていないこと。

※1・・・介護保険サービス中に相当するサービスのある、障害福祉サービスであり、「居宅介護」「重度訪問介護」「生活介護」「短期入所」である。

要件②

65歳以降に「障害福祉相当介護保険サービス※2」の支給決定を受けていること。

※2・・・障害福祉サービス中に相当するサービスのある、介護保険サービスであり、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」「地域密着型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」（介護予防サービスは含まない）である。

要件③

65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に高額障害福祉サービス等給付費の申請を行う際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。

要件④

65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上又は障害程度区分2以上であったこと。

要件⑤

65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと。

(2) 高額障害福祉サービス等給付費と、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整

ア. 年額高額介護サービス費について

障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している場合の利用者負担の軽減にあたっては、先にも述べたとおり、高額介護サービス費の支給を勘案してもなお、障害福祉サービスの利用者負担上限月額を超える利用者負担が残る場合に、その軽減のために高額障害福祉サービス等給付費が支給される。従前、介護保険サービスの利用者負担上限については、月額上限のみが設定されていたが、平成29年8月より年額上限も設定されることとなったため、従前の月額に加えて、年額の高額介護サービス費の仕組みが導入された。

イ. 高額医療合算介護サービス費について

介護保険と医療保険における利用者負担額の合算額（年額）が著しく高額となる場合に、申請により利用者負担額の一部を払い戻す仕組みがあり、介護保険に係る部分が「高額医療合算介護サービス費」として支給される（なお、医療保険にかかる部分は「高額介護合算療養費」として支給される）。

従前は、高額障害福祉サービス等給付費の支給にあたって高額医療合算介護サービス費は勘案されなかったが、この度の改正により、高額障害福祉サービス等給付費は、高額医療合算介護サービス費の支給を勘案して、支給することとされた。

ウ. 併給調整の必要性について

月額の高額介護サービス費等の支払を勘案して支給される、高額障害福祉サービス等給付費が、年額高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費との関係で重複支給が生じる場合がある。

そこで、利用者から委任を受けたうえで、高額障害福祉サービス等給付費の支給が先行した場合は、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との重複分を障害者支援課が代理受領することで調整する。また、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給が先行した場合は、高額障害福祉サービス等給付費を減額調整して支給する。

(3) 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整

高額障害福祉サービス等給付費は、対象者として生活保護世帯が含まれるが、介護扶助（生活保護受給者における介護保険サービスの利用者負担額の扶助等）の支給が現物給付で支給される一方、高額障害福祉サービス等給付費は償還払いの形式により支給されることから、介護扶助の支給が先行することが想定される。

そこで、利用者から委任を受けたうえで、保護課が新高額障害福祉サービス等給付費を代理受領することにより、併給調整を行う。

3. 実施方法

(1) 対象者の抽出

福祉情報システムにおいて、上記要件①、③及び④の対象者の介護保険被保険者番号等を抽出し、介護保険システムに送信する。

(2) 対象者のデータ連携

介護保険システムにおいて、福祉情報システムから連携された対象者について、上記要件②及び⑤に合致しているかどうか判別し、介護保険サービスの利用者負担額及び生活保護の介護扶助の情報を福祉情報システムにデータ連携する。

(3) 申請書及び代理受領の委任状送付

対象者に対しては高額障害福祉サービス等給付費の申請書・代理受領に係る委任状を送付する。

生活保護受給者については、申請書・代理受領に係る委任状を送付したうえで、保護課にも対象者リストを提供し、ケースワーカーによる申請勧奨も行う。

(4) 申請書の受理

対象者から申請書及び代理受領の委任状が提出され、受理する。

(5) 償還額の算出及び併給調整の計算

障害者支援課は、介護保険サービスの利用者負担額、生活保護の介護扶助の情報を

元に、高額障害福祉サービス等給付費を算出する。

(6-1) 年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整及び振替え

- ① 上記(3)にて申請書を送付した対象者リストを年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給保留対象情報として、障害者支援課から介護保険課に提供する。
- ② 介護保険課は、当該対象者について、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給予定額等を介護保険システムから出力して障害者支援課に提供する。
- ③ 障害者支援課は、高額障害福祉サービス等給付費の支給状況をもとに併給調整し、調整結果を介護保険課に提供する。
- ④ 算定結果をもとに、介護保険課から障害者支援課へ費用振替えする。

(6-2) 介護扶助と重複する金額の振替え

介護扶助の重複支給分について、障害者支援課から保護課に調整結果を提供すると共に、費用振替えする。

(7) 償還払い

対象者に支給決定通知書を送付したうえで口座振込により償還払いを行う。

4. 対象者 約1,000人

5. 効果

(1) 市民サービスの向上

市において新高額障害福祉サービス等給付費の対象者、償還額を把握し、償還の対象となる利用者に対して申請勧奨を行うことができるようになり、高齢障害者の介護保険サービス利用に伴う負担の早期の軽減など、市民サービスの向上につながる。

(2) 迅速かつ的確な事務処理

新高額障害福祉サービス等給付費に係る各要件に合致している対象者の抽出や、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整を正確に行うことができ、また事務処理に要する時間も短縮することができる。

6. 実施計画

| | |
|------------|--------|
| 平成30年10月まで | システム改修 |
| 平成30年度下期中 | 運用開始 |

7. 個人情報の保護

福祉情報システム、介護保険システム、及び生活保護システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に対処する。

また、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ実施手順を定

め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置等を適正かつ厳格に行う。システムの保守・運用については、契約に基づき、委託事業者にも上記の措置を徹底させる。

(1) システム上の保護

- ① 新高額障害福祉サービス等給付費の償還額の算出及び併給調整の処理は各システムの端末機を介して行うが、個人情報に係るデータについては端末機には保存せず、入退室管理用IDカードで入退室を制限した機械室に設置した各システムのサーバで管理する。
- ② システムへのログインには、IDカードとパスワードによる二要素認証を行い、端末機の操作を関係者に限定する。
- ③ 端末機とサーバは庁内基幹業務系ネットワークにより接続し、外部からの不正アクセスを防止するとともに、ウイルス対策ソフトウェアが導入された端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。
- ④ 取得したログについて定期的に分析し、夜間・休日の利用又は過剰な利用が見受けられる場合には、データ利用責任者に対して利用状況の報告を求める。

(2) 運用上の保護

- ① サーバを設置している機械室への入退室は関係者のみに限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更する。
- ③ 記録媒体によるデータの受け渡しにおいては、ウイルスチェックを実施するとともに、データにはパスワードを設定する。
- ④ 保有する帳票は、施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理や焼却処分などの方法により確実かつ速やかに廃棄する。また、保存年限を経過したデータは速やかに消去するとともに、データ記録媒体は記録内容が復元できない状態にして廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係者に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。